

令和5年度
伊賀市職員募集要項

保育士(任期付)

職員採用選考

令和6年4月1日採用

<受験申込受付期間>

2024(令和6)年2月2日(金)から

2024(令和6)年2月19日(月)正午まで

令和5年度 伊賀市職員募集要項

【保育士（任期付）職員採用選考】

【職種・受験資格・採用予定人数】

職 種	受 験 資 格	採用予定人数
	学 歴 ・ 免 許 等	
保育士	保育士資格を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人 ※令和6年4月1日時点で、保育士登録されていること	5人程度

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【選考日時、会場】

職 種	内 容	日 時	会 場
保 育 士	面接試験 実技試験	令和6年2月23日(金・祝)	伊賀市役所本庁 (伊賀市四十九町 3184 番地)
	作文試験	受験申込受付期間内に作文を提出	-

選考の結果は、可否に関係なく受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【選考の内容】

科 目	内 容
面 接 試 験	志望動機や自己PR、人柄などについて個別に20分程度の面接を行います。
実 技 試 験	◎童謡を使った模擬保育 3歳児が5人程度いることを想定し、導入も含めて5分程度で課題曲を使った模擬保育を行っていただきます。手遊び、歌遊び、ピアノ弾き歌いなど、自由に行ってください。課題曲は受験者に事前にお知らせします。ピアノは試験会場に準備しています。 ◎絵本読み聞かせ 3歳児が5人程度いることを想定し、課題の絵本を使って読み聞かせを行っていただきます。課題の絵本は試験会場で発表します。
作 文 試 験	指定した課題(テーマ)について、自身の考えなどを800字以内で述べていただきます。受験申込受付期間内に提出してください。

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込みフォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/489954>)

申込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。

「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、申込書は、人事課及び各支所にも備え付けています。

郵送により申込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/0000011784.html>)



◆受付期間

令和6年2月2日（金）～令和6年2月19日（月）正午受信分まで
郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、令和6年2月19日（月）正午での必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3 1 8 4 番地
伊賀市総務部人事課（Tel:0595-22-9605）

◆作文の提出について

指定の様式に800字以内で自身の考えなどを述べたものを記入し、上記受付期間内に提出してください。

電子データの場合は「saiyou@city.iga.lg.jp」宛てに電子メールにて提出、紙媒体の場合は伊賀市総務部人事課（伊賀市四十九町3 1 8 4 番地）まで郵送または持参にて提出してください。

様式は、伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/0000011784.html>）からダウンロードできるほか、「saiyou@city.iga.lg.jp」へ様式送付希望のご連絡をいただきましたら返信メールにて送付します。また、人事課及び各支所にも備え付けています。

◆注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した申込み、作文は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。
郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申込みに使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。
これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」から電子メールを受信できるように設定してください。）
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
このために生じた申込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続きが完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考及び任用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【採用予定日】

令和6年4月1日

【任期】

採用日から2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

※任期満了後は状況により、任期を更新する場合があります（採用日から通算して5年が任期の上限）。

【勤務条件（令和5年4月1日時点）】※伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。

◆勤務時間

原則として、月曜日～金曜日（週38時間45分勤務）

8時30分～17時15分（休憩60分）

※配属先により異なる場合があります。

※早番・遅番勤務あり（シフト制）

◆勤務地

原則として伊賀市立各保育所（園）のいずれか

◆採用後の給与等（令和5年4月1日時点）

◇給与等

給料月額219,802円 ※地域手当を含む

- ・上表のほか、条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。
- ・任期中の昇給はありません。

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

原則として日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 申込者数の状況によって、選考日又は会場を追加・変更する場合があります。
- 2 合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 3 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 4 地方公務員法第22条の規定により、採用後6ヶ月間は条件付の採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（給与等に変動はありません）。
- 5 荒天・災害時等の選考実施の有無などについては、各実施日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>）に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。

NINJA
CITY IGA
忍者市伊賀

〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>

